

# 令和4年度事業計画

社会福祉法人養徳園

# 養徳器成

「徳を養い器成す」これが本園における養育の根本にある理念である。徳とは何か。養徳園の創設者である野沢益治は、子どもにもわかるように「明るく、素直に、温かく」とおっしゃっていた。子ども一人ひとりの権利擁護に努め、明るい心、素直な心、温かい心を育てることで、人格の涵養に努め、ひいては望ましい社会人として社会に送り出していくこと。これが野沢益治が目指したものであった。

## 援助目標

“明るく、素直に、あたたかく”をモットーに、あいさつを大切に、すべての児童が将来望ましい社会人になるよう援助する。

## 援助の基本方針

- 児童福祉法及び児童憲章、子どもの権利に関する条約の理念を理解し、常に子どもの最善の利益を考慮した援助に努める。
- 家庭崩壊等で精神的ダメージを受けている現状を鑑み、子ども一人一人の共感的理解に努める。
- 本園が子どもの精神的安定の場となるよう、職員と子どもとの関係性を重視し、家庭的養護の推進に努める。
- 子どもとかかわり続ける方針の下、退所後の援助にも心を砕き、子どもの社会的自立を支援する。
- 地域とのかかわりを重視し、地域の養育力を最大限生かした援助に努める。

## 職員に求められること

求められる人間性		
<p>子どもと共に生活することによって、児童の生命を守り人権を擁護する強い決意とともに、『人間の尊厳』を願って、自らも専門職業人として成長して生きていく態度を持ち、ひいてはひとりの人間として人格の陶冶を目指すこと。</p>		
求められる資質		
<p>○子どもの立場に立った物事の考え方ができること。          ○職員のチームワークを前向きに深め、その中で自分の専門性を発揮しようとする事。          ○施設の特色を把握し、その特色を上手く活用し、限られた予算の範囲内で可能な限り子どもにとって最高のサービスができるよう、積極的に努力すること。</p>		
求められる職員像		
経験年数	勤務態度	能力（専門性）
3年目まで	就業規則を遵守し職務に励むとともに、職務分担表にある係分担を先輩職員の助言を求めながら確実に遂行することができる。	児童養護施設の目的及び本園の援助方針を理解して児童への援助を適切に行なうことができる。（児童への接し方に愛情と温かさが感じられるか。）
5年目	職場における自己の役割を理解し、他の職員と協力して責任をもって職務を遂行できるとともに、会議などで自分の意見をはっきりと述べるができる。	児童と信頼関係を築いていくための資質と技能を身につけているとともに、育児、保育、教育、心理、グループワーク、相談援助など児童の援助に関わる分野で、必要最小限の知識を身につけている。（被虐待児など関係形成の難しい児童に対して場に応じた対処ができるか。保護者に対しても指導助言を行なうことができるか。）
10年目	率先して職務を遂行し、かつ、施設全体の職務の遂行状況を把握して若手職員を補助することができるとともに、行事等の企画立案では創造性を発揮することができる。	経験と知識に基づき児童を客観的に理解し適切な支援プランを作成することができるとともに、若手職員へも適切な指導助言を行なうことができる。（ケース会議等では専門的見地から積極的に発言し、各児童の自立支援計画の策定に関与しているか。日常の援助場面で他の職員から相談を受けているか。）
20年目	他の職員の模範となるよう職務を遂行することともに、他の職員への指導助言を適切に行なうことができるなど、他の職員から信頼されている。	育児、保育、教育、心理、グループワーク、相談援助など児童の援助に関わる分野のいずれかで高度の専門的知識技能を有し、それを処遇に生かすとともに、他の職員にも伝えていくことで職場全体のレベルアップに寄与しているか。

## 児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のために

### 【10の基本原則】

1. 入所児童の人格の尊厳を尊重し、子どもの権利擁護と養育に努める（権利擁護）
2. 入所児童の育ちの拠点として、子どもの成長、発達する権利を保障する（成長の保障）
3. 入所児童の一人ひとりの個性を尊重し、子どもの悩みや相談、そして願いや要求に真摯に向き合い、子どもの主体的な意思や自己決定の過程を支援する（主体性の尊重）
4. 入所児童のプライバシーを守り、子どもとの信頼関係を醸成することや、子どもたちの良好な人間関係を築く（信頼関係）
5. 入所児童が安心して、安全・安定した生活の営みを得られるように援助・支援をはかるとともに、施設における生活環境づくりに努める（安定した生活）
6. 入所児童に対する体罰や不適切な関わりは人権侵害であり、いかなる理由があれ、許さない（人権侵害の否定）
7. 児童養護施設の事件、事故については、リスクマネジメントの観点から、その発生予防を第一義とし、事件等の発生時においては、迅速かつ適切に対応する（発生の予防と対応）
8. 児童養護施設においては、常に施設全体での法令遵守と倫理意識の高揚に努めるとともに、職員が倫理観を確立させ、人間的な成長と研鑽に努めるよう働きかけていく（倫理観の確立）
9. 児童養護施設が子どもの権利擁護の拠点であるとの使命と役割を認識し、職員が子ども一人ひとりに適切な援助・支援、対応が行われているか、常に点検と職員間の十分な連携をはかるとともに、職員が援助・支援の方法と技術を習得するよう、働きかけていく（点検と研鑽）
10. 保護者をはじめ、児童相談所など関係機関や専門職、地域住民やボランティアなどと連携協力し、地域社会からも信頼され、地域とともに歩む施設運営に努める（地域社会との連携）

## 【人権の尊重に基づく行動規範】

1. 法人・施設の役員および職員は、子どもに対していかなる理由があっても、体罰や不適切な関わりは一切行わない
2. 法人・施設の役員および職員は、子どもに対して人格を傷つけ、否定するような態度や差別的な言動をとらない
3. 法人・施設の役員および職員は、子どもの人格を尊重した呼称を基本とし、子どもの訴えなどに対して無視、放置や威圧的な態度をとらない
4. 法人・施設の役員および職員は、子どものプライバシーの保護をはかるとともに、個人情報等を他に漏らしてはならない
5. 法人・施設の役員および職員は、子どもへの当該施設職員等による体罰や不適切な関わり等の事実があった場合は、これを明らかにするとともに、役職員側に非がある場合は真に謝罪する

## 全国児童養護施設協議会 倫理綱領

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国児童養護施設協議会

### 原則

児童養護施設に携わるすべての役員・職員(以下、『私たち』という。)は、日本国憲法、世界人権宣言、国連・子どもの権利に関する条約、児童憲章、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉施設最低基準にかかげられた理念と定めを遵守します。

すべての子どもを、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、保護者の社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重します。

### 使命

私たちは、入所してきた子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができるよう、子どもの生命と人権を守り、育む責務があります。

私たちは、子どもの意思を尊重しつつ、子どもの成長と発達を育み、自己実現と自立のために継続的な援助を保障する養育をおこない、子どもの最善の利益の実現をめざします。

## 倫理綱領

### 1. 私たちは、子どもの利益を最優先した養育をおこないます

一人ひとりの子どもの最善の利益を優先に考え、24時間365日の生活をとおして、子どもの自己実現と自立のために、専門性をもった養育を展開します。

### 2. 私たちは、子どもの理解と受容、信頼関係を大切にします

自らの思いこみや偏見をなくし、子どもをあるがままに受けとめ、一人ひとりの子どもとその個性を理解し、意見を尊重しながら、子どもとの信頼関係を大切にします。

### 3. 私たちは、子どもの自己決定と主体性の尊重につとめます

子どもが自己の見解を表明し、子ども自身が選択し、意思決定できる機会を保障し、支援します。また、子どもに必要な情報は適切に提供し、説明責任をはたします。

### 4. 私たちは、子どもと家族との関係を大切にした支援をおこないます

関係機関・団体と協働し、家族との関係調整のための支援をおこない、子どもと、子どもにとってかけがえのない家族を、継続してささえます。

### 5. 私たちは、子どものプライバシーの尊重と秘密を保持します

子どもの安全安心な生活を守るために、一人ひとりのプライバシーを尊重し、秘密の保持につとめます。

### 6. 私たちは、子どもへの差別・虐待を許さず、権利侵害の防止につとめます

いかなる理由の差別・虐待・人権侵害も決して許さず、子どもたちの基本的人権と権利を擁護します。

### 7. 私たちは、最良の養育実践を行うために専門性の向上をはかります

自らの人間性を高め、最良の養育実践をおこなうために、常に自己研鑽につとめ、養育と専門性の向上をはかります。

### 8. 私たちは、関係機関や地域と連携し、子どもを育みます

児童相談所や学校、医療機関などの関係機関や、近隣住民・ボランティアなどと連携し、子どもを育みます。

### 9. 私たちは、地域福祉への積極的な参加と協働につとめます

施設のもつ専門知識と技術を活かし、地域社会に協力することで、子育て支援につとめます。

### 10. 私たちは、常に施設環境および運営の改善向上につとめます

子どもの健康および発達のための施設環境をととのえ、施設運営に責任をもち、児童養護施設が高い公共性と専門性を有していることを常に自覚し、社会に対して、施設の説明責任にもとづく情報公開と、健全で公正、かつ活力ある施設運営につとめます。

2010年5月17日 制定

## 法人としての取り組み（中長期的目標）

令和4年4月

### 1 施設養護の充実

次のように家庭的養護の推進、里親委託の推進、併せてアフターケアの充実を目指していく。

	養徳園	氏家養護園
2021年度までの状況	定員 40名 完全ユニット化 小規模グループケア 6か所 （本館 3か所、分園 3か所） 地域小規模グループケア 2か所 里親支援専門相談員 自立支援専門相談員の配置 児童家庭支援センターの設置 （27年4月） 夜間・休日相談体制整備事業受託 （28年4月） 受け入れ定員 52名	定員 40名 小規模グループケア 3か所 地域小規模児童養護施設 1か所 里親支援専門相談員の配置 自立支援専門相談員の配置 南小学童保育センター運営受託 子ども食堂（南っ子食堂）開設 受け入れ定員 46名
2022年度		地域小規模児童養護施設を分園型小規模グループケアに転換（6名2か所） 本館の小規模化（6名2か所、8名2か所） 受け入れ定員 40名
2029年度まで	地域分散化を進める。 地域小規模児童養護施設を分園型小規模グループケアに転換（6名1か所） 本館 6名のユニット2か所、一時保護 枠4名 野沢、オアシス、野辺山 各4名 なのはな、福田ホーム 各6名 県北地域に児童家庭支援センター機能を有する分園型小規模グループケア（6名）を1か所整備 受け入れ定員 46名	地域分散化を進める。 本館 6名のユニット4か所 氏家地区に分園型小規模グループケア（4～6名）を3か所整備 受け入れ定員 40名

### 2 新しい社会的養育ビジョンへの対応

「新しい社会的養育ビジョン（以下、新ビジョン）」に基づき、2029年までの都道府県推進計画が策定された。この計画は、児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を、概ね10年程度で実現すること念頭に置き策定されている。

これらは地域それぞれの実情に合わせて具現化されていくことになると思われる。養徳園が所在する栃木県及びさくら市の状況を改めて精査するとともに、こうした方向性を全職員が共

有していきたい。

### 3 小規模化及び地域分散化の推進

養徳園においては、昨年度より4名定員のグループホームが認められたことで、手狭感のあるグループホーム（野沢・野辺山・オアシス）の定員を6名から4名に引き下げたい。併せて一時保護やショートステイに対応するための定員枠を設定するとともに、養徳園への依頼の多い県北地区（西那須野又は大田原）に児童家庭支援センター機能を有するグループホームを1か所整備したい。将来的には、本体施設は一時保護やショートステイへの対応、さらに里親委託予定児童の生活の場として機能させたい。

氏家養護園においては、氏家地区（南小学区）にグループホーム3か所を確保することで地域分散化を完成させたい。そのことで現在利用している琴平の家及びみやこ家が空くことになるが、返却するのか、新たに利用するとしたらどんな機能をもたせるのか検討していきたい。

### 3 地域の子育て支援への参画

新ビジョンにおいて要保護児童への在宅支援の推進が謳われている。施設の多機能化の具体策として下記の取組を行っていきたい。

#### ・児童家庭支援センターの機能の強化

近隣市町の要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）との連携にはもっとも力を入れ、併せてショートステイ及びトワイライトステイの受け入れ体制を整備するとともにヤングケアラーへの対応についても考えていきたい。

#### ・学童保育センターにおける支援の充実

29年度から南小学童保育センターの運営をスタートさせたが、南小学童保育センターは人口が急増する地域にあり、支援を必要とする子育て世帯も多い。利用する子ども、保護者のニーズに細やかに対応していきたい。その一つとして長期休業中の給食の提供、併せて子ども食堂（南っ子食堂）を開設しているが、継続していきたい。

#### ・子ども家庭総合支援拠点への関与

昨年度さくら市は子ども家庭総合支援拠点を設置した。現在ショートステイの受け入れ先の開拓について委託されている。今後里親ショートステイを具体化していく取り組みをさくら市とともにやっていくことになるろう。

#### ・子どもの居場所づくり

上記の支援拠点には、従来の児童家庭福祉では拾いきれない子育てニーズに対応することが求められている。児童養護施設の機能（365日24時間子どもを養育していること）を生かし、家庭の養育機能を補完する場として、子どもの居場所づくりに取り組んでいきたい。

### 4 里親養育の支援

#### ・フォスタリング機関との連携

昨年度にフォスタリング機関（栃木フォスタリングセンター）が設置された。本園がこれまでに取り組んできた里親支援の実績を踏まえて、フォスタリング機関との連携を強め、里親のリクルート、養育支援、研修・啓発に取り組んでいきたい。

さまざまな背景をもつ子どもの養育は平坦ではない。里親自身の子育て知識や技能、養

育観、思いもまちまちである。子どもの最善の利益を考慮しながら時間をかけた丁寧なマッチングに努めるとともに、施設から里親委託をした子どもについて里親と協働で育てていく姿勢をもち、常に子ども状況に関心をもちながら里親・里子を支えていきたい。

- ・ファミリーホームの設立支援

里親委託の推進は日本の社会的養護の大きなテーマであることを踏まえれば、養徳園が施設養護に拘ることは将来的な発展には繋がらないと思われ、里親やファミリーホームへの支援を強化していかなければならない。また、養徳園の職員には将来ファミリーホームをやりたいと希望する者が数名おり、ファミリーホームの設立支援を考えていきたい。

## 法人としての職員研修

- 1 社会福祉施設の運営 大谷・豊岡
- 2 広い視野をもつための勉強会（総合施設長対応、2回）  
5/10 はなの家、星の家、月の家、TFCを訪問→懇親会  
6/3 登山（那須岳）
- 3 アタッチメントとトラウマの理解（2回、新任職員は必須）  
東
- 4 レジェンドとの座談会（新任職員は必須）  
加藤、森、斉藤、酒井
- 5 権利擁護と家庭的養護 総合施設長
- 6 社会的養護のこれから 総合施設長
- 7 中堅・若手が語る児童養護
- 8 県養協  
新任職員研修  
若手研修  
中堅職員  
上級職員  
基幹的職員  
県外派遣
- 9 外部研修  
関プロ職員 総合施設長  
関プロ研究協議会 園長、総合施設長  
全国施設長 園長、総合施設長  
関プロ事務管理運営者 園長、豊岡、総合施設長  
指導者研修（子どもの虹）  
指導者合同研修（子どもの虹）  
SBI研修  
中堅職員研修（全養協）  
FSW研修（全養協）  
相談援助に関するもの（児家セ）  
被虐待児のケアに関するもの

栃養協部会

ケアワーカー

FSW

調理

書記

看護師

心理

里親

性的な問題に関するもの  
発達障害に関するもの  
学習指導に関するもの法人としての職員研修

R4 年度 研修計画

研修内容	講師	日時	場所	ケアワーカー				施設長	栄養士 調理	書記	心理	看護	FSW	特別指導 員
				新任	~3年	~10年	10年超							
1 社会福祉施設の運営	大谷 豊岡	4/27A	氏家	○					新○	新○	新○	新○		新○
2 広い視野を持つための勉強会	総合施設長	5/10 6/3	外	○					新○	新○	新○	新○		
3 アタッチメント トラウマ	東	6/15P	喜連川	○					新○	新○	新○	新○		
	東	7/6P	喜連川	○					新○	新○	新○	新○		
4 レジェンドとの座談会	齋藤、酒井 加藤、森	12/15A	氏家 喜連川	○					新○	新○	新○	新○		
5 権利擁護と養育の基本	総合施設長	9/6A 9/6P	氏家 喜連川	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○
6 社会的養護のこれから	総合施設長	10/4A 10/4P	氏家 喜連川	○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■
7 中堅・若手が語る児童養護（座談会）	中堅・若手	1/18A 1/18P	氏家 喜連川	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○
8 析養協 新任職員研修 若手職員研修 中堅職員研修 上級職員研修 基幹的職員研修				○					新○	新○	新○	新○		新○
					○				△	△	△	△	△	△
						○			△	△	△	△	△	△
							○				○			
								○		△	△	△	△	△

研修内容	講師	日時	場所	ケアワーカー				施設長	栄養士 調理	書記	心理	看護	FSW	特別指導員
				新任	~3年	~10年	10年超							
9 外部	関パロ施設長							○						
	全養							○						
	関パロ職員			△	△	△	△		△	△	△	△	△	△
	関パロ事務職員								○					
	指導者研修（子どもの虹）							○						
	中堅職員研修（全養）					○	○							
	SBI 研修					○								
	集団給食従事者研修							○						
	相談援助に関するもの					▲	▲						●	
	心理療法に関するもの									●				
	被虐待児のケアに関するもの				▲	▲	▲			●				
	発達障害に関するもの			▲	▲	▲	▲			●				
	性教育に関するもの					▲	▲							
	学習指導に関するもの					▲	▲							●

日時の A : 10:00~ P : 13:30~ N : 19:00~ 所要時間は 90 分

○ : 必須、新○ : 新任の年に必須、毎○ : 毎年受ける、△ : 該当する者のうちから施設長が指名

□ : 該当する者のうち希望者、■ : 希望者

● : 施設長が必要と認めた研修、▲ : 施設長が必要と認めた研修に該当する者のうちから施設長が指名